

地産地消・産直緊急推進事業実施要領

〔平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1535 号〕
農林水産省生産局長通知

地産地消・産直緊急推進事業実施要綱（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1533 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、農林水産省生産局長が別に定める事項は、事業別に下記によるものとする。

記

- | | |
|-------------------------|------|
| 1 地産地消・直売機能強化等事業 | 別紙 1 |
| 2 学校給食地場農畜産物利用拡大事業 | 別紙 2 |
| 3 地産地消・直売活動推進事業（全国推進事業） | 別紙 3 |

附則

この要領は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

地産地消・直売機能強化等事業

第 1 事業実施主体

地産地消・産直緊急推進事業実施要綱（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1533 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙 1 の第 2 の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件を満たす事業実施主体とは、それぞれ以下のとおりとする。

- 1 要綱別紙 1 の第 2 の 8 のその他農業者の組織する団体は、以下のすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 3 戸以上の受益農家を含むこと
 - (2) 代表者の定めがあること
 - (3) 組織運営及び意思決定に関する規約が定められていること
 - (4) 事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していること
- 2 要綱別紙 1 の第 2 の 10 の民間事業者は、以下のすべての要件を満たす者であつて、事業実施主体が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）が適当と認める者とする。
 - (1) 原則として、農畜産物の直接販売を目的として、農畜産物を農業者（要綱別紙 1 の第 2 の 1、6、7 若しくは 8 の者を含む。以下同じ）から直接購入し販売すること又は農業者から委託を受けて販売すること。
 - (2) 農業者と農畜産物の取引に関する基本的な契約を締結していること又は当該民間事業者に出荷する農業者が組織されていること。
- 3 要綱別紙 1 の第 2 の 11 の地域協議会は、以下のすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 代表者の定めがあること
 - (2) 組織運営及び意思決定に関する規約が定められていること
 - (3) 事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していること
 - (4) 市区町村及び要綱別紙 1 の第 2 の 1 から 8 までのいずれかの者が含まれていること

第 2 事業の内容等

1 事業の内容

要綱別紙 1 の第 4 の 1 の事業の内容に係る補助対象経費は、別表 1 のとおりとする。

2 事業の成果目標

本事業の成果目標は、平成 23 年度までに、本事業の対象の直売施設、インショップ又は新たな直売型の生産・流通・販売システムにおける地場農畜産物（受益農家が生産した農畜産物をいう。以下同じ。）の販売額又は販売量を平成 20 年度より 10 ポイント以上拡大させるものとする。

ただし、インショップ等を新たに開設する場合は、当該インショップ、直売施設及びその他の直接販売における地場農畜産物の総販売額又は総販売量を平成 2

0年度より10ポイント以上拡大させるものとする。

第3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱別紙1の第5の1の事業実施計画は、参考様式第1号に基づき作成するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、以下に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、事業実施計画を承認し、事業実施主体に通知するものとする。
 - ア 取組の内容が、本事業の成果目標に沿っていること
 - イ 取組の内容が、直売施設等の規模からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと

2 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着手届を参考様式第2号に基づき作成し、地方農政局長等に届け出るものとする。
- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に着手する場合、事業実施主体は、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとし、この場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体が、交付決定前に事業に着手した場合には、地産地消・産直緊急事業推進費補助金交付要綱(平成21年5月29日付け21生産第1534号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)第3の1の規定に基づく申請書に事業着手の年月日を記載するものとする。
- (3) (1)のただし書きにより交付決定前に着手する場合、地方農政局長等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるように配慮するものとする。

第4 報告等

1 報告

要綱別紙1の第6の事業実施状況の報告は、以下の2種類の報告とする。

- (1) 交付要綱第8に基づく実績報告書
- (2) 参考様式第3号に基づき、平成24年までの毎年6月末日までに地方農政局長等に報告する成果目標達成状況報告書

なお、事業実施主体は、事業実施状況の報告の基礎となった証拠書類を5年間保管しなければならない。

また、事業実施主体は、(2)の報告を第2の2の事業の成果目標を達成した年度で終了することができるものとする。

2 返還

地方農政局長等は、1の(1)の報告を受け、事業実施主体が要綱別紙1の第4の

1の事業の内容にある取組の内容を実施していなかった場合は、事業実施主体に対し補助金の返還措置を講ずるものとする。

3 事業の評価

地方農政局長等は、1の(2)の報告を基に第2の2の事業の成果目標の達成に向けた事業の進捗状況を評価し、計画どおり事業の成果目標が達成されていない場合は、必要となる改善措置を事業実施主体に指導することとする。

学校給食地場農畜産物利用拡大事業

第 1 事業の目的

1 学校給食

本事業における学校給食は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 5 条に定める義務教育の実施校における学校給食を基本とし、幼稚園及び保育園における給食も含めることができるものとする。

2 地場農畜産物

本事業における地場農畜産物とは、原則として事業実施者（地産地消・産直緊急推進事業実施要綱（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1533 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙 2 の第 7 の 1 の事業実施者をいう。以下同じ。）が所在する都道府県内で生産された農畜産物とし、当該農畜産物が原材料の 5 割以上を占める加工食品を含めることができるものとする。

さらに、事業実施者は、地場農畜産物を事業実施者が所在する市区町村内で生産されたものに限ることができるものとする。

ただし、人口 1 人当たりの農業産出額が全国平均の一割未満であって、地場農畜産物の生産区域として当該都道府県だけでなく隣接する都道府県を加えることにより、学校給食における地場農畜産物の利用の拡大及び定着が見込まれる場合であって、要綱第 2 の事業実施主体からの申請に基づき、地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）が特に必要と認める場合にあつては、地場農畜産物の生産区域として当該都道府県に隣接する都道府県の一部又は全部を加えることができるものとする。

第 2 事業実施主体

要綱別紙 2 の第 2 の 3 の生産局長が別に定める要件を満たす協議会は、以下のすべての要件を満たす協議会とする。

- 1 代表者が定められていること
- 2 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財務管理の方法、公印の管理・使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法を明確にした規約その他本事業の実施について必要となる規約が定められていること
- 3 事務手続にかかる不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつその執行体制が整備されていること
- 4 都道府県が構成員となっていること（ただし、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が特に認める場合は、この限りではない。）

第 3 基金の管理

- 1 事業実施主体は、要綱別紙 2 の第 4 の国から交付された補助金の全額を基金として積み立てるものとする。
- 2 事業実施主体は、1 の基金を他の事業と区分して経理するほか、要綱別紙 2 の第 6 の事業の種類ごとにそれぞれ区分して経理し、互いに流用してはならないものとする。

- 3 事業実施主体が基金を運用する場合、確実かつ安全な方法に限るとともに、運用益を2の事業の種類ごとに基金に繰り入れるものとする。
- 4 事業実施主体は、事業実施期間終了後、残額が生じたときは、当該残額の全額を国に返還するものとする。

第4 業務方法書

要綱別紙2の第5の業務方法書の作成内容と作成手順は以下のとおりとする。

1 作成内容

本事業により積み立てた基金の管理に関する事項、事業実施者から事業実施主体への助成金の申請、助成金の支払い、実績の報告、助成金の返還及びその他本事業の適正な実施に必要な事項とする。

2 作成手順

- (1) 事業実施主体は、参考様式第4号に基づき、地方農政局長等に業務方法書の承認を申請するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、1の作成内容が適切と認められる場合にはこれを承認し、事業実施主体に通知するものとする。
- (3) 事業実施主体は、業務方法書を変更しようとするときは、(1)及び(2)に準じて、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

第5 学校給食地場農畜産物利用拡大助成事業の内容等

1 事業実施者

要綱別紙2の第7の1の生産局長が別に定める要件は、以下のとおりとする。

- (1) 地域協議会が事業実施者となる場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - ア 代表者が定められていること
 - イ 組織の運営及び意思決定についての規約が定められていること
 - ウ 事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していること
 - エ 構成員に(2)のエからクまでのいずれかの者及び市区町村又は市区町村以外の学校設置者が含まれていること（ただし、地方農政局長等が特に認める場合は、この限りではない。）
- (2) 市区町村、市区町村以外の学校設置者又は市区町村をその区域とする一般財団法人若しくは一般社団法人が事業実施者となる場合は、当該事業実施者が代表事業者となって、以下に掲げる者と共同で事業を実施することができることとする。
 - ア 市区町村（事業実施者が市区町村以外の学校設置者又は市区町村をその区域とする一般財団法人若しくは一般社団法人の場合）
 - イ 市区町村以外の学校設置者（事業実施者が市区町村又は市区町村をその区域とする一般財団法人若しくは一般社団法人の場合）
 - ウ 市区町村をその区域とする一般財団法人若しくは一般社団法人（事業実施者が市区町村又は市区町村以外の学校設置者の場合）
 - エ 農業協同組合
 - オ 土地改良区
 - カ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条

の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。)

キ 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する事業を行う法人をいう。)

ク その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、組織運営及び意思決定に関する規約の定めのある場合に限る。)

ケ 学校給食への地場農畜産物の納入に関わる加工業者又は流通業者

コ その他学校給食への地場農畜産物の利用拡大に関わる民間団体

2 対象とする取組

(1) 地場農畜産物の利用割合を拡大させる計画

要綱別紙2の第7の2の(1)の計画は、原則として、取組を行う市区町村単位又は市区町村の一部の単位で策定することとするが、必要に応じて複数の市区町村をその範囲として策定することができるものとする。

また、要綱別紙2の第7の2の(1)のアの利用割合は、原材料の総品目数に占める地場農畜産物の品目数の割合又は原材料の総重量に占める地場農畜産物の重量の割合とし、平成20年度を基準年、平成22年度を目標年として利用割合の1年間の平均値を基本に第7の2の(1)の事業実施者の事業計画に記載することとする。

ただし、利用割合の1年間の平均値の算定が困難な場合は、年間のうち同時期の10日間以上を抽出した調査の結果に基づき算定できるものとする。

なお、重量の割合を用いる場合、主食及び牛乳を除いて算定することができることとする。

(2) 利用割合の算定方法

要綱別紙2の第7の2の(2)の利用割合の算定方法は、別表2のとおりとする。

3 事業の内容

要綱別紙2の第7の3の助成対象経費は、以下のとおりとする。

(1) 連携活動の実施

助成対象とする経費は、学校給食関係者、農業者等から構成される協議会の開催費、処理規格・処理基準の検討・作成費、児童・保護者等への調査費及び農作業体験等の交流活動費とし、一つの事業実施者当たりの事業実施期間における助成金の上限を100万円とする。

(2) 地場農畜産物利用拡大献立の導入・実証

ア 要綱別紙2の第7の3の(2)の生産局長が別に定める献立は、新たに地場農畜産物を導入した献立又は平成20年度の当該地域の平均と比較して地場農畜産物の利用割合が10ポイント若しくは利用量が2倍以上高い献立とし、年間20回を上限とする。

なお、以下の場合にあっては、学校給食における新たな地場農畜産物を導入した献立として取り扱うことができるものとする。

a 原材料となる地場農畜産物を当該市区町村内産の地場農畜産物に変更した献立

b 原材料となる地場農畜産物を当該市区町村を含む区域で生産される銘柄畜産物に変更した献立

イ 助成金の算定対象経費は、アの献立の原材料費のうち、2の(1)の計画に

において平成20年度に比べて年間の利用が拡大する地場農畜産物に係る原材料費とする。

ウ イの算定対象経費には、原材料費のうち地場農畜産物の割合が5割以上を占める加工食品を含めることができることとし、その際の算定対象経費は、当該加工食品の製造に要する地場農畜産物の原材料費又は加工食品の購入価格の4分の1とする。

エ 事業実施者は、事業実施主体から交付された助成金の一部を地場農畜産物を生産した農業者又は農業者で組織する団体に交付することができるものとする。

(3) 冷凍・加工食品の試作・開発等

助成対象とする経費は、検討委員会の開催費、試作用原材料費、試作費用、試食会開催費及び調査費とする。

(4) 新たな集荷・配送・搬入体制の構築

助成対象とする経費は、学校給食への地場農畜産物の利用を拡大するための新たな集荷・配送・搬入体制の構築に必要な運送費、保管経費、保管用機器のリース費及び加工掛増経費とする。

運送費、保管経費、加工掛増経費等は、地場農畜産物の利用の拡大に要する経費が明確に区分又は算定できる場合に限り助成を行うこととし、農業者や農業者団体が自ら集荷・配送等に取り組む場合は、外部に委託する場合の経費、農業協同組合等が自ら定めている単価等を活用して証拠書類を基に算定した経費の範囲内で助成対象とするものとする。

なお、(2)の地場農畜産物の利用拡大献立の導入・実証の支援対象となる地場農畜産物の運送費、保管経費及び加工掛増経費の助成については、それぞれの経費と当該地場農畜産物の原材料費とを明確に仕分け得る証拠書類がある場合に限り助成対象とする。

第6 学校給食地場農畜産物利用拡大推進事業の内容等

助成対象とする経費は、事業実施主体が本事業の周知徹底を行うための資料作成・配布費、事業実施者への推進指導旅費、事業実施計画の策定指導費、通信・運搬費、助成金の交付経費、事業実施状況確認費、取りまとめ賃金、その他本事業の適正かつ円滑な推進に必要な経費とする。

第7 事業実施等の手続

1 要綱別紙2の第9の1の事業実施計画は、参考様式第5号に基づき作成するものとする。

なお、2の(1)のアの22年度分の事業実施者の事業計画を基に事業実施計画を変更する場合は、生産局長が別に定める期日までに変更手続を行うこととする。

2 要綱別紙2の第9の3の生産局長が別に定める事業実施者の事業実施等の手続は以下のとおりとする。

(1) 事業計画の策定

ア 事業実施者は、参考様式第6号に基づき年度ごとの事業計画を策定し、生産局長が別に定める期日までに事業実施主体に提出するものとする。

イ アの事業計画の提出を受けた事業実施主体は、内容について審査を行い、

適当と認められる場合は、参考様式第7号に基づき事業実施者に通知するものとする。

ウ 事業実施者が事業の中止又は廃止及び助成金の額の増加を伴う事業計画の変更を行う場合は、ア及びイに準じて手続を行うものとし、それ以外の事業計画の変更については、事業実施主体に届出を行うものとする。

(2) 助成金の交付

ア 事業実施者が、事業計画に基づいて事業を実施した場合は、事業実施主体に対して助成金の交付を申請するものとする。

なお、事業実施者は、事業の実施状況に応じて概算払いを申請することができるものとする。

イ 事業実施主体は、事業実施者からアの助成金の交付の申請があり、(1)の事業計画に基づいて適正に実施されたことが確認できた場合には、事業実施者に対して助成金を交付するものとする。

(3) 事業実績報告

ア 事業実施者は、参考様式第8号に基づき年度ごとに事業実績報告を作成し、事業実施主体に報告するものとする。

イ 事業実施主体は、アの事業実績報告の内容を確認するものとする。

なお、事業実施者は、事業実績報告の基礎となった証拠書類を5年間保管しなければならない。

(4) 助成金の返還

事業実施主体は、事業実施者による取組が要綱別紙2の第7の2の取組の内容を満たしていない場合には、事業実施者に対して助成金の返還措置を講ずるものとする。

(5) 事務処理期間

事業実施状況の確認、事業実績の報告、助成金の交付等、本事業の実施に伴い必要となる事業実施主体の事務処理期間は、平成23年6月末日までとする。

第8 報告

要綱別紙2の第10の事業実施状況の報告は、以下の2種類の報告とする。

- 1 地産地消・産直緊急事業推進費補助金交付要綱（平成21年5月29日付け21生産第1534号農林水産事務次官依命通知）第8に基づく実績報告書
- 2 参考様式第9号に基づき作成し、平成23年6月末日までに地方農政局長等に報告する最終事業実績報告書

なお、事業実施主体は、事業実施状況の報告の基礎となった証拠書類を5年間保管しなければならない。

地産地消・直売活動推進事業（全国推進事業）

第 1 事業実施主体

地産地消・産直緊急推進事業実施要綱（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 生産第 1533 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別紙 3 の第 2 の生産局長が別に定める民間団体等とは、民間企業、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人又は以下のすべての要件を満たす協議会とする。

- 1 代表者が定められていること
- 2 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財務管理の方法、公印の管理・使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他本事業の実施について必要となる規定が定められていること
- 3 事務手続にかかる不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつその執行体制が整備されていること

第 2 事業の内容

要綱別紙 3 の第 4 の 1 の事業の内容に掲げる取組は、以下のとおりとする。

- 1 大都市等の直売施設・インショップ等の展開に向けた調査
大都市等での直売施設・インショップ等の実態や今後の展開方向について、以下の(1)から(3)の調査を行うこととする。
 - (1) 全国の直売施設、インショップ等の実態調査
 - (2) 大都市等の直売施設の事例調査、大都市における直売施設の成立要件及び潜在的な可能性に関する調査
 - (3) 大都市等の直売施設のビジネスモデルの展開方向の取りまとめ
- 2 都市部等における全国直売施設交流会の開催及び直売施設間の連携促進の実証
都市部において、消費者が新鮮な農畜産物を産地から直接購入することができるよう、全国の直売施設交流会の開催及び都市部と地方の直売施設間の連携活動を促進することとする。
 - (1) 全国の直売施設交流会の開催
全国の直売施設間での情報交換、都市部の消費者ニーズや直売施設の供給可能品目や供給可能量等の調査、都市部において農畜産物や加工食品の直売を実証する交流会の開催及び都市部の消費者等へ直売施設の情報提供
 - (2) 直売施設間の連携促進の実証
都市部の直売施設と地方の直売施設等が連携し、地方の直売施設の農畜産物や加工品を都市部の直売施設で販売するための情報交換、都市部の消費者ニーズや農畜産物の供給可能時期や供給可能量等の調査及び都市部の直売施設における地方の農畜産物等の販売実証

第 3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の民間団体等に委託することができる。ただし、その範囲は、事業費の 2 分の 1 を超えてはならない。

第4 事業実施等の手続

要綱別紙3の第5の事業実施計画は、参考様式第10号に基づき作成するものとする。

第5 報告

要綱別紙3の第6の事業実施状況の報告は、地産地消・産直緊急事業推進費補助金交付要綱（平成21年5月29日付け21生産第1534号農林水産事務次官依命通知）第8で定める実績報告書とする。

別表 1 (実施要領別紙1第2の1関係)

事業の内容	補助対象とする経費
協議会活動及び調査等の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 協議会の開催費 2 消費者ニーズ等の調査費 3 取りまとめ賃金 4 人材育成のための研修費 5 交流活動費 6 マニュアル作成費 7 コンサルタント経費 8 残留農薬等分析費
直売施設の機能強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 販売情報管理機器 2 生産履歴情報管理機器 3 包装・調製機器 4 冷蔵・冷凍機器 5 陳列設備 6 顧客情報管理等機器 7 POSシステム開発費
都市部等でのインショップの展開	<ol style="list-style-type: none"> 1 店舗の借上げ料金 2 「直売施設の機能強化」の補助対象とする経費欄に掲げる経費
直売型生産・流通・販売システムの確立	<ol style="list-style-type: none"> 1 新規作物の導入実証費 2 リース方式によるハウス導入費 3 量り売り計量機器整備費 4 集荷用保冷機器整備費 5 効率的な出荷・配送システム構築費（巡回集荷試行委託費、自動車借り上げ費、集荷コンテナ整備費等）

- (注) 1. コンサルタント経費は、補助対象事業費の上限を年間120万円とする。
 2. 機器・設備の整備を行う場合、これらにかかる設置工事費等の必要最小限の改装費を含むものとする。ただし、既存機器・設備の撤去・処分等に要

する経費は補助対象外とする。

3. 機器・設備の整備を行う場合、リース方式により行うことができるものとし、この場合の補助対象とするリース費用は、機器・設備の導入費用（設置工事費を除く。）を耐用年数で除した金額以下とする。
4. 機器・設備の整備を行う場合、入札等の実施により投資費用及び規模が必要最小限のものとなるよう努めるものとする。
5. 販売促進のためのPR経費及びPR用機器・設備の整備費は補助の対象外とする。
6. 店舗の借上げ料金は、1か月当たりの補助対象事業費の上限を30万円とする。ただし、敷金、礼金、報奨金、印紙等の費用は補助の対象外とする。
7. 支援の対象となるインショップとは、小売施設、空き店舗その他の施設において、賃貸などにより開設された地場農畜産物（受益農家が生産した農畜産物）を直接販売する店舗又はコーナーとする。なお、常設で設置される場合に限るものとし、PRのために一時的に設置されるものは補助の対象外とする。
8. インショップの展開は、新規に開設する場合のほか、既存のインショップの機能を強化する場合も補助対象となるものとする。
9. 新規作物の導入実証費は、受益農家における新規作物（従来にない作期に栽培する場合及び特産作物の栽培を復活させる場合の当該作物を含む。）の栽培技術の確立に要する経費とする。
10. リース方式によるハウス導入を行う場合、事業実施主体とハウスを利用する農業者の間でリース契約を締結するものとする。
11. リース方式によるハウス導入を行う場合、補助対象とするリース費用は、ハウス導入費用（設置工事費を除く。）を耐用年数で除した金額以下とする。
12. 過去に国庫補助を受けて整備した施設の機能強化は、当初の事業目的に照らして支障のない場合であって、処分制限期間を経過又は必要となる財産の処分手続の実施がなされている場合に限り行うことができるものとする。

別表 2 (実施要領別紙 2 第 5 の 2 の (2) 関係)

項目	算定方法
原材料の品目数 で算定する場合	$\text{利用割合} = \frac{\text{地場農畜産物の品目数}}{\text{農畜産物の総品目数}} \times 100$
原材料の重量で 算定する場合	$\text{利用割合} = \frac{\text{地場農畜産物の原材料の重量}}{\text{農畜産物の原材料の総重量}} \times 100$
注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 加工食品、調味料及び菓子類は除外して算定しても良いこととする。 なお、地場農畜産物の品目数又は総重量に算入した品目数（分子の品目）は、農畜産物の総品目数又は総重量（分母）にも必ず算入することとする。 2. 利用割合の 1 年間の平均値の算定が困難な場合は、年間のうち同時期の 10 日間以上を抽出した調査の結果に基づき算定しても良いこととする。 3. 原材料の品目数で算定する場合は、以下によることとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「実品目数」又は「のべ品目数」のいずれかで算定しても良いこととする。 (2) 時期等により地場産とそれ以外の両方が使用されている品目については、地場農畜産物の品目に算入しても良いこととする。 (3) 基準年の総品目数をもって目標年の総品目数としても良いこととする。 4. 原材料の重量で算定する場合は、以下によることとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 主食及び牛乳を除いて算定しても良いこととする。 (2) 基準年の年間の総重量は、年間のうち 10 日間以上を抽出した調査の結果に基づき算定しても良いこととする。 (3) 基準年の総重量をもって目標年の総重量としても良いこととする。 5. 利用割合については、水産物等を含む農畜産物以外の原材料を含めて算定しても良いこととする。

参考様式第1号（実施要領別紙1第3の1の（1）関係）

年 月 日

農林水産省生産局長

〇〇農政局長 殿

内閣府沖縄総合事務局長

（申請者）

住所 〒

団体名

代表者名

印

地産地消・直売機能強化等事業実施計画書の（変更）承認申請について

このことについて、地産地消・直売機能強化等事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1535号農林水産省生産局長通知）別紙1の第3の1の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請します。

（注）関係書類として、別添様式に基づいて作成した事業実施計画書を添付すること。

ただし、事業実施計画の内容に変更がない部分は、添付を省略することができる。

農林水産省記入欄	整理番号	
	承認年月日	平成 年 月 日
	変更承認年月日	平成 年 月 日

地産地消・直売機能強化等事業

承認申請等の種類	<input type="checkbox"/> 事業実施計画書	<input type="checkbox"/> 交付申請書	<input type="checkbox"/> 事業実績報告書
	<input type="checkbox"/> 応募 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 変更	

(事業完了予定年月日) 平成 年 月 日
 (事業完了年月日) 平成 年 月 日
 (事業実施主体名)

- (注) 1. 整理番号、承認年月日及び変更承認年月日は記入しないで下さい。
 2. 事業完了年月日は、事業実績報告書を提出する場合のみ記入して下さい。
 3. 本様式により、実施主体の応募、事業実施計画の承認、補助金の交付申請、事業実績報告を行うことができます。
 4. 承認申請等を行う場合、該当する承認申請の種類に加え、応募、承認又は変更の□にチェックしてください。
 5. 変更する場合は、変更箇所を加筆修正した該当資料ページのみ作成・提出して下さい。
 6. 本様式の電子ファイルを農林水産省ホームページに掲載していますので御活用下さい。

第1 事業の目的及び取組方針

--

第2 総括表

(単位：円)

区 分	内 容	事業費	負担区分			備考
			国庫補助金	自己資金	その他	
(1) 協議会活動及び調査等の実施						
(2) 直売施設の機能強化						
(3) 都市部等でのインショップの展開						
(4) 直売所型生産・流通・販売システムの確立						
計						

第3 収支予算

1 収入の部

区 分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

(注) 区分の欄には、「第2 総括表」に記入した区分を記入すること。

第4 事業の成果目標（地場農畜産物販売目標）

（単位：千円、t）

受益農家戸数 （平成20年度）	受益農家の 所在地区	地場農畜産物の販売実績 （平成20年度）	地場農畜産物の販売目標 （平成23年度）	増加割合（%）	備考

- （注） 1. 平成23年度までの3カ年で、受益農家が生産した農畜産物の販売額又は販売量を10ポイント以上拡大させる目標設定とする。
 2. インショップ等を新たに開設する場合は、本事業の対象のインショップ、直売施設等及びその他の直接販売における受益農家が生産した農畜産物の総販売額又は総販売量を10ポイント以上拡大させる目標設定とする。
 3. 複数の直売施設、インショップ等の取組を行う場合は、当該施設ごとに成果目標を設定するものとする。

第5 区分ごとの事業内容等（実施する分についてのみ記入してください）

（1）協議会活動及び調査等の実施

事業内容	参集（対象）範囲	実施回数等	備考

（注）コンサルタントを招へいする場合は、備考欄に年間の金額を記入（補助対象事業費の上限は年間120万円。補助率1/2以内）。

（2）直売施設の機能強化

施設名	所在地	売場面積	導入機器名又はシステム名	台数又はシステム数	備考
		m ²			

（3）都市部等でのインショップの展開

施設名	所在地	地場農畜産物売場面積	備考
		m ²	

① 店舗を借上げる場合

借上げ店舗面積	借上げ期間（21年度）	1月当たり借上げ料金	年間借上げ料金	補助対象事業費	備考
㎡	月～ 月	千円	千円	千円	

（注）実際の借り上げ料金を記入（補助対象事業費の上限は月額30万円。補助率1／2以内）。

② 機器整備等を行う場合

導入機器名又はシステム名	導入台数	備考

（4）直売所型生産・流通・販売システムの確立

実施地域	実施内容	整備台数（活動回数等）	備考

第6 添付資料

- 1 事業実施主体の規約（又は定款、寄付行為）
- 2 事業実施主体の直近の事業報告書（総会資料等）
- 3 成果目標の現状値を裏付ける資料
- 4 その他地方農政局長等が特に必要と認める書類

※ 機器・設備を導入する場合は、規模決定根拠資料、機器・設備を整備する建物の配置図、平面図（現況及び整備後）、見積書（2社以上）、カタログ等の写しを添付すること。

※ その他の農業者の組織する団体、民間事業者又は地域協議会が事業を実施する場合にあっては、必要に応じて以下の書類を添付すること。

ア 役員名簿

イ 事務処理及び会計処理に関する規定、その他事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していることを証する資料

ウ 地域協議会の場合にあっては、会員名簿

エ 民間事業者の場合にあっては、

① 農畜産物の直接販売を目的として、農畜産物を農業者等から直接購入し販売すること又は農業者から委託を受けて販売することが確認できる資料

② 農業者等と農畜産物の取引に関する基本的な契約を締結していること又は当該民間事業者に出荷する農業者が組織されていることが確認できる資料を添付すること。

年 月 日

農林水産省生産局長

〇〇農政局長 殿

内閣府沖縄総合事務局長

(申請者)

住所 〒

団体名

代表者名

印

地産地消・直売機能強化等事業交付決定前着手届

別添事業実施計画に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、事業に生じたあらゆる損失等は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

年 月 日

地産地消・直売機能強化等事業成果目標達成状況報告書

農林水産省生産局長

〇〇農政局長 殿

内閣府沖縄総合事務局長

(申請者)

住所 〒

団体名

代表者名

印

このことについて、地産地消・産直緊急推進事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1535号農林水産省生産局長通知）別紙1の第4の1の(2)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

成果目標達成状況

(単位：百万円、トン)

実績				目標 (事業の成果目標)
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度

- (注) 1. 事業実施主体は、この報告を事業の成果目標を達成した年度で終了することができる。
2. 販売額又は販売数量で記入すること。
3. 実績の根拠となる資料を添付すること。

参考様式第4号（実施要領別紙2第4の2の（1）関係）

年 月 日

農林水産省生産局長
〇〇農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

（事業実施主体）

住所 〒

団体名

代表者氏名

印

学校給食地場農畜産物利用拡大事業業務方法書の（変更）承認申請について

このことについて、地産地消・産直緊急推進事業実施要領（平成21年5月29日
付け21生産第1535号農林水産省生産局長通知）別紙2の第4の2の（1）の規
定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請します。

（注）関係書類として、業務方法書を添付すること。

参考様式第5号（実施要領別紙2第7の1関係）

年 月 日

農林水産省生産局長

〇〇農政局長 殿

内閣府沖縄総合事務局長

（事業実施主体）

住所 〒

団体名

代表者氏名 印

学校給食地場農畜産物利用拡大事業実施計画の（変更）承認申請について

このことについて、地産地消・産直緊急推進事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1535号農林水産省生産局長通知）別紙2の第7の1の規定に基づき、関係書類を添えて、（変更）承認を申請します。

（注）関係書類として、別添様式に基づいて作成した事業実施計画を添付すること。
ただし、事業実施計画の内容に変更がない部分は、添付を省略することができる。

(参考様式第5号別添 実施要領別紙2第7の1関係)

農林水産省記入欄	整理番号	
	承認年月日	平成 年 月 日
	変更承認年月日	平成 年 月 日

学校給食地場農畜産物利用拡大事業

承認申請等の種類	<input type="checkbox"/> 事業実施計画書	<input type="checkbox"/> 交付申請書	<input type="checkbox"/> 事業実績報告書 <input type="checkbox"/> 最終事業実績報告書
	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 変更	

(事業完了予定年月日) 平成 年 月 日

(事業完了年月日) 平成 年 月 日

(事業実施主体名)

- (注) 1. 整理番号、承認年月日及び変更承認年月日は記入しないで下さい。
2. 事業完了年月日は、事業実績報告書を提出する場合のみ記入して下さい。
3. 本様式により、事業実施計画の承認、補助金の交付申請、(最終)事業実績報告を行うことができます。
4. 承認申請等を行う場合、該当する承認申請の種類に加え、応募、承認又は変更の□にチェックしてください。
5. 変更する場合は、変更箇所を加筆修正した該当資料ページのみ作成・提出して下さい。
6. 本様式の電子ファイルを農林水産省ホームページに掲載していますので御活用下さい。

第1 事業の目的及び取組方針

--

第2 総括表（学校給食地場農畜産物利用拡大基金造成計画）

（単位：千円）

区 分	基金造成額 (21年度)	基金取崩額		運用額		基金年度末残高		備考
		21年度分	22年度分	21年度分	22年度分	21年度分	22年度分	
(1) 助成事業								
(2) 推進事業								
計								

(注) 1. 金額は、国庫補助金相当分のみとする。

2. 運用額（預金金利等）は、21年度は半年分、22年度は年間分とし、計画時は概算で記入して下さい。

3. 最終実績報告を行う場合は、円単位で記入して下さい。

第3 収支予算

1 収入の部

区 分	本年度予算額（又 は本年度精算額）	前年度予算額（又 は本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額（又 は本年度精算額）	前年度予算額（又 は本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

(注) 区分の欄には、「第2総括表」に記入した区分を記入すること。

第4 事業実施計画総括表

1 助成事業総括表

(単位：千円)

実施年度	実施者名	連携活動の実施		地場農畜産物利用拡大献立の導入・実証		冷凍・加工食品の試作・開発		新たな集荷・配送・搬入体制の構築、加工の実施		助成金計
		事業費	助成金	事業費	助成金	事業費	助成金	事業費	助成金	
21年度										
22年度										
計										

2 助成事業の内容

実施年度	実施者名	連携活動の実施	地場農畜産物利用拡大献立の導入・実証			冷凍・加工食品の試作・開発	新たな集荷・配送・搬入体制の構築、加工の実施
		実施内容（概要）	学校数	対象児童生徒数	実証献立回数	実施内容（概要）	実施内容（概要）
21年度			校	人	回		
			校	人	回		
22年度			校	人	回		
			校	人	回		

3 推進事業総括表

(単位：千円)

項目	実施時期	回数等	補助対象経費	事業費(千円)	備考
1 事業の周知、推進指導					
2 助成金の交付					
3 事業実施状況の確認					
4 その他事業の推進に必要な経費					

(注) 補助対象経費には、旅費、賃金、消耗品費、文献購入費、通信運搬費（切手、電話等）、複写費、印刷費、会議費、交通費、自動車等借上料、送金手数料、写真現像料等の雑費などが該当します。

第6 添付資料

1 実施計画承認申請時

- (1) 事業実施主体の規約（又は定款、寄付行為）、事務処理、会計処理、公印の管理・使用及び内部監査の方法に関する規約等を確認できる資料
- (2) 事業実施主体の直近の事業報告書（財務諸表を含む総会資料等）
- (3) 協議会の場合にあつては、会員名簿
- (4) その他地方農政局長等が特に必要と認める書類

2 最終実績報告時

- ・事業実施者の実績報告書のうち、総括表の写し（年度別）

参考様式第6号（実施要領別紙2第7の2の（1）のア関係）

年 月 日

（事業実施主体）

団体名

代表者氏名 殿

（事業実施者）

住所 〒

団体名

代表者氏名

印

学校給食地場農畜産物利用拡大事業計画の（変更）承認申請について（平成〇年度）

このことについて、地産地消・産直緊急推進事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1535号農林水産省生産局長通知）別紙2の第7の2の（1）のアの規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認を申請します。

（注）関係書類として、別添様式に基づいて作成した資料を添付すること。

第1 事業実施計画総括表

(単位：千円)

事業名	実施内容（概要）	事業費	負担区分		備考
			国庫助成金	自己負担	
1 連携活動の実施 ・協議会の開催 ・処理基準・処理規格の検討作成 ・児童・保護者等への調査 ・農作業体験等の交流活動の実施				—	定額
小 計					
2 地場農畜産物利用拡大献立の 導入・実証					1 / 2 以内
小 計					
3 冷凍・加工食品の試作・開発 ・検討委員会の開催 ・試作・開発の実施 ・試食会の開催					1 / 2 以内
小 計					
4 新たな集荷・配送・搬入体制の構 築、加工の実施 ・新たな集荷・配送・搬入体制の 構築 ・加工の実施					1 / 2 以内
小 計					
合 計					

第2 事業実施者の概要

名称	代表者氏名	所在地	構成員	共同事業者名	備考

- (注) 1. 協議会の規約、役員名簿、直近の事業報告書、会計手続きの実施体制を確認できる書類を添付すること。
2. 事業実施者が地域協議会以外の場合には、共同事業者名を記入すること。

第3 学校給食に導入する地場農畜産物の利用割合等

実施地域の範囲	利用割合		利用実数		備考
	基準年 (20年度)	目標年 (22年度)	基準年 (20年度)	目標年 (22年度)	
〇〇市管内	%	%	品目 (又は kg)	品目 (又は kg)	

- (注) 1. 平成22年度までの2カ年で、学校給食における地場農畜産物の利用割合を5ポイント以上拡大又は利用実数を5割以上拡大させる目標を設定すること。
2. 「利用割合」又は「利用実数」のいずれかを記入すること。また、別添計算様式Aによる算定根拠及び別添計算様式Bによる地場農畜産物の利用拡大の計画を添付すること。
3. 備考欄に、品目数によるの割合か重量による割合かを記入すること。

第4 地場農畜産物利用拡大献立の導入・実証の実施計画

学校名・給食センター名	児童・生徒数	実証献立の実施回数	単価	助成対象経費	助成額(概算)	備考
〇〇小学校 ◇◇給食センター	〇〇人 〇〇〇人	〇〇回 〇〇回	●●円 ●●円	□□□円 ◇◇◇円		
計				□□□□円	□□千円	

- (注) 実施計画の策定時には、実証献立の実施を計画している学校や給食センターごとに必要な助成額を概算で算出する。

第5 事業の内容等（事業計画の承認申請の場合は、以降の様式は提出不要）
事業の目的及び取組方針

--

(1) 連携活動の実施

	実施内容	参集範囲（調査対象等）	実施時期	実施回数	備考
協議会の開催			月	回	
処理基準・処理規格の検討・作成			月	回	
児童・保護者等への調査			月	回	
農作業体験等の交流活動の実施			月	回	

(2) 地場農畜産物利用拡大献立の導入・実証

学校名	実施年月日	助成金額
〇〇小学校		千円
		千円
小 計	回	千円
〇〇中学校		千円
		千円
小 計	回	千円
合 計	回	千円

(注) 別添計算様式Cに基づく献立ごとの算定根拠を添付すること。

(3) 冷凍・加工食品の試作・開発

① 検討委員会・試食会・調査の開催

開催時期	参集範囲（調査の場合は調査対象者）	内容（検討会、試食会、調査の内容）	備考

(注) 備考欄に検討委員会、試食会、調査を記入すること

② 試作・開発の実施

試作・開発する加工食品名	原材料名	試作・開発実施者	備考

(4) 新たな集荷・配送・搬入体制の構築、加工の実施

① 新たな集荷・配送・搬入体制の構築

ア 取組の概要

--

(注) 取り組む事項（集荷・配送・搬入体制の構築）毎にその内容を記入すること。

イ 集荷・配送・搬入体制の構築に要する経費

年間実施回数 ①	1回当たりの経費 ②	年間経費 (=①×②)	備考
回	円	円	
回	円	円	
		円	

(注) 1. 1回当たりの集荷や配送に要する経費は、第3者が証拠書類に基づき、確認できる経費の範囲内であることとする。
2. 備考欄に、集荷、保管、学校給食の調理現場への搬入のいずれかを記入する。

ウ 保管用機器のリース

設置場所	リースする機器名	リースに要する経費	備 考

② 加工の実施

加工する品目	加工方法	加工実施場所	単位当たり 加工数量(kg) ①	1 k g 当たり 加工経費 ②	加工係増経費 (=①×②)	備 考
					円	
計					円	

(注) 加工方法は、洗浄、皮剥き、カット、冷凍等について記入することとする。

別添計算様式A

学校給食に導入する地場農畜産物の利用割合算定表

	・品目数による算定 ・利用重量による算定 (該当に○印)	
	20年度利用実績	22年度利用計画
米		
牛乳		
ほうれんそう		
牛肉		
△△△		
□□□		
地場農畜産物の計 ①	○品目 (又は kg)	○品目 (又は kg)
全ての品目の合計 ②	○品目 (又は kg)	
利用割合 ③ = ① / ②	□%	□%
22年度増加ポイント数		○ポイント

< 10日間以上を抽出した場合は20年度の月日等を以下に記入 >

抽出した月日	月 日 ~ 月 日 (日間)
	月 日 ~ 月 日 (日間)
	計 日間

(注)

1. 利用割合は、要領別表2に基づき算定すること。
2. 利用重量で利用割合を算出する場合は、利用実績又は利用計画に実数(kg)を記入の上、利用割合を算定し、品目数で利用割合を算定する場合は、○印を付けて品目数をカウントの上で利用割合を算定すること。
3. 22年度の利用計画における利用割合は、20年度の「全ての品目の合計」の値を基に算定すること。

別添計算様式B

地場農畜産物の利用拡大の計画(助成対象品目確認表 記入例)

(単位：k g)

	地場農畜産物の利用重量		備 考
	20年度 利用実績	22年度 利用計画	
米	400	400	21年度から市内産に変更
ほうれんそう	—	20	
牛肉	—	40	
ナス	100	150	
ジャガイモ	50	60	
△△△			
□□□			

(注)

1. 年間の利用重量を記入すること。
2. 県内産を市内産に変更した場合は、その旨、備考欄に記入すること。
3. 利用重量を拡大する品目のみ記載すること。
4. 計算様式 A において、利用割合を年間の利用重量で算定する場合は、計算様式 A の欄外に利用が拡大する地場農畜産物に○印を付けることにより、本様式の作成を省略することができる。

別添計算様式 C

導入・実証献立における地場農畜産物利用状況及び助成金額算定表

導入・実証年月日：				
導入・実証学校等名：				
献立名	原材料名	地場農畜産物	重量 (kg)	金額 (円)
△△△△△ ○○○○○	米	○	□ kg	◇◇円
	牛乳			
	ほうれんそう	○	□ kg	◇◇円
	牛肉	◎	□ kg	◇◇円
	□□□			
地場産品目数計 (又は重量計) ①		□	□	
全品目数計 (又は全重量計) ②		□	□	
地場産の利用割合 ③=①/②×100		□%	□%	
20年度の実績 ④		□%	□%	
助成対象金額 (事業費) 計 ⑤				◇◇◇◇
助成金額 ⑥=⑤×1/2				◇◇◇◇

(注)

1. 利用割合は、要領別表2に基づき算出すること。
2. 実証した献立に使用した原材料名は全て記入する。
3. 地場農畜産物を利用している場合は、「地場農畜産物」の欄に「○」を記入する。また、新たな地場農畜産物を導入する場合は、「◎」を記入する。
4. 2で◎を記入した地場農畜産物については重量と金額を記入し、○を記入した品目のうち、計算様式Bで助成対象とした品目について、重量と金額を記入する。
5. 品目数で利用割合を算定した場合であって、◎印が含まれる献立の場合は、地場農畜産物欄の「地場産品目数計」、「全品目数計」、「地場産の利用割合」は記入不要とする。
6. 重量で利用割合を算出する場合には、「重量」の欄は地場農畜産物以外の品目を含めて全て記入する。

参考様式第7号（実施要領第7の2の（1）のイ関係）

年 月 日

（事業実施者）

団体名

代表者氏名 殿

（事業実施主体）

住所 〒

団体名

代表者氏名

印

学校給食地場農畜産物利用拡大事業計画（変更）承認書（平成〇年度）

平成〇年〇月〇日付けをもって申請のあった、事業計画の（変更）承認申請については、平成〇年〇月〇日付けをもって承認したので、地産地消・産直緊急推進事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1535号農林水産省生産局長通知）別紙2の第7の2の（1）のイの規定に基づき通知します。

参考様式第8号（実施要領別紙2第7の2の（3）のア関係）

年 月 日

平成○年度学校給食地場農畜産物利用拡大事業実績報告書

（事業実施主体）

団体名

代表者氏名 殿

（事業実施者）

住所 〒

団体名

代表者氏名

印

このことについて、地産地消・産直緊急推進事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1535号農林水産省生産局長通知）別紙2の第7の2の（3）のアの規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

（注）関係書類として、参考様式第6号別添の様式に基づき作成した事業実績報告書を添付すること。

参考様式第9号（実施要領別紙2第8の2関係）

年 月 日

学校給食地場農畜産物利用拡大最終事業実績報告書

農林水産省生産局長

〇〇農政局長 殿

内閣府沖縄総合事務局長

（事業実施主体）

住所 〒

団体名

代表者氏名

印

このことについて、地産地消・産直緊急推進事業実施要領（平成21年5月29日付け21生産第1535号生産局長通知）別紙2の第8の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

（注）関係書類として、参考様式第5号別添の様式に基づき作成した最終事業実績報告書を添付すること。

参考様式第10号（実施要領別紙3第4関係）

年 月 日

農林水産省生産局長 殿

(申請者)

住所 〒

団体名

代表者氏名

印

地産地消・直売活動推進事業（全国推進事業）実施計画書の（変更）
承認申請について

このことについて、地産地消・産直緊急推進事業実施要領（平成21年5月29日
付け21生産第1535号農林水産省生産局長通知）別紙3の第4の規定に基づき、
関係書類を添えて（変更）承認を申請します。

（注）関係書類として、別添様式に基づいて作成した資料を添付すること。

ただし、事業実施計画の内容に変更がない部分は、添付を省略することができる。

農林水産省記入欄	整理番号	
	承認年月日	平成 年 月 日
	変更承認年月日	平成 年 月 日

地産地消・直売活動推進事業（全国推進事業）

承認申請等の種類	<input type="checkbox"/> 事業実施計画書	<input type="checkbox"/> 交付申請書	<input type="checkbox"/> 事業実績報告書
	<input type="checkbox"/> 応募 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 変更	

（事業完了予定年月日）平成 年 月 日

（事業完了年月日）平成 年 月 日

（事業実施主体名）

- （注）
1. 整理番号、承認年月日及び変更承認年月日は記入しないで下さい。
 2. 事業完了年月日は、事業実績報告書を提出する場合のみ記入して下さい。
 3. 本様式により、実施主体の応募、事業実施計画の承認、補助金の交付申請、事業実績報告を行うことができます。
 4. 承認申請等を行う場合、該当する承認申請の種類に加え、応募、承認又は変更の□にチェックしてください。
 5. 変更する場合は、変更箇所を加筆修正した該当資料ページのみ作成・提出して下さい。
 6. 本様式の電子ファイルを農林水産省ホームページに掲載していますので御活用下さい。

第1 事業の目的及び取組方針

--

第2 総括表

(単位：円)

区 分	内 容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	自己資金	
(1) 大都市等の直売施設・インショップ等の展開に向けた調査					
(2) 都市部等における全国直売施設交流会の開催及び直売施設間の連携促進の実証					
計					

第3 収支予算

1 収入の部

区 分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

(注) 区分の欄には、「第2総括表」に記入した区分を記入すること。

第4 区分ごとの事業内容等

(1) 大都市等の直売施設・インショップ等の展開に向けた調査

① 調査の内容

事業項目	調査方法・調査内容	調査対象	調査地域	調査時期	調査回数	備考
① 大都市等の直売施設・インショップ等の実態調査				月	回	
② 大都市等の直売施設の事例調査、大都市における直売施設の成立要件及び潜在的な可能性に関する調査				月	回	
③ 大都市等の直売施設のビジネスモデルの展開方向の取りまとめ				月	回	

② 調査・分析結果報告書の作成及び配布計画（又は実績）

名称	部数	内容	備考

(調査検討に係る委員会を開催する場合)

検討内容	委員会の構成	開催時期	開催回数	備考
		月	回	

(2) 都市部等における全国直売施設交流会の開催及び直売施設間の連携促進

① 全国直売施設交流会の開催計画（又は実績）

開催時期	開催場所	参集直売施設数	交流会の内容

② 直売施設間の連携促進実証の計画（又は実績）

実証の時期	実証の実施場所	実証の内容	備考

(調査検討に係る委員会を開催する場合)

検討内容	委員会の構成	開催時期	開催回数	備考
		月	回	

第5 添付資料

応募時のみ、事業実施主体の規約（又は定款、寄付行為等）及び直近の事業報告書を添付すること。